

令和  
三 年  
五 條 市 議 会 第 三 回 九 月 定 例 会 会 議 録 ( 第 四 号 )

令和三年九月二十九日(水曜日)

議 事 日 程 ( 第 一 号 )

令和三年九月二十九日 午前十時開議

- 第一 選第 一号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第二 議第四十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第三 議第四十八号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第三 議第四十九号 令和三年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三 議第五十号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第四 議第五十一号 訴えの提起について
- 第五 認第 一号 令和二年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 二号 令和二年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 三号 令和二年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 四号 令和二年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 五号 令和二年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 六号 令和二年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 七号 令和二年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第 八号 令和二年度五條市下水道事業会計余剰金の処分及び決算認定について

- 認第 九号 令和二年度五條市水道事業会計決算認定について
- 第六 議第五十二号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第七 議第五十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について
- 第八 推第 一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 推第 三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第九 同第 十四号 五條市農業委員会委員の任命について
- 第十 委員会の閉会中の継続審査について（発議第三号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について）
- 第十一 発議第 四号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第十二 発議第 五号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について
- 第十三 発議第 六号 吉田雅範議員に対する議員辞職勧告決議について
- 第十四 発議第 七号 福塚 実議員に対する議員辞職勧告決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十一名）

六番	五番	三番	二番	一番
窪	吉	平	養	伊
	田	岡	田	谷
佳	清	全	賢	
秀	正	司	康	司

欠席議員（一名）

七番 岩本孝  
八番 福塚実  
九番 山口司  
十番 吉田耕  
十一番 藤田雅範  
十二番 大谷龍雄

四番 牧野雅一

説明のための出席者

市長 太田好紀  
副市長 人見達哉  
教育長 堀内伸起  
理事・総務部長（財政事務・新庁舎移転対策事務担当）事務取扱 南則行  
市長公室長 井上昭  
総務部長 松本成人  
危機管理監 石田茂人  
すこやか市民部長 田中久美  
あんしん福祉部長 名迫雅浩  
産業環境部長 平己富長

事務局職員出席者

都市整備部長	上田
教育部長	中本
西吉野支所長	大垣
大塔支所長	吉川
水道局長	東川
会計管理者	小森
秘書課長	笹谷
企画政策課長	西本
財政課長	戸野
事務局長	平田
事務局次長	馬場
事務局次長補佐	辰巳
事務局係長	打集
速記者	柳ヶ瀬
	耕樹
	雅樹
	大輔
	和美美
	五美
	賢二
	佳秀
	純司
	比登
	久美
	西雄
	戸野
	哲

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

牧野雅一議員から欠席届が出ております。

この際、申し上げます。

本日の会議中、報道機関に対し傍聴席から写真及び映像の撮影並びに録音を許可しております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十時一分休憩に入る

午後二時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

吉田雅範議員が過日の決算審査特別委員会総括質問の中で、一人の議員が自治会長のとりに行った行為について発言を行った結果、調査不足であったこと、そのような行動は当該議員の名誉にかかわることであるため、今後は確固たる確証のもと御発言ください。

また地方自治法第百条に基づく総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会において証人喚問をしなければならない人物と接触していたことは秘密保持を疑われるような行動であるため、今後慎んでいただくよう嚴重注意いたします。

この際、お諮りいたします。

上田井都市整備部長から九月九日の議案審議における大谷議員の議第五十一号の質問に対する答弁について、発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

配布しております発言取り消し申出書のとおり発言の取り消しを許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）異議なしと認めます。

よって、上田井都市整備部長からの発言の取り消し申出を許可することに決定いたしました。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

また議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、選第一号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため市議会議員から一名を選出することになります。二名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき全て市議会において選挙が行われることとなりました。

この選挙は広域連合規約第八条の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

よって選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は十一名であります。

投票用紙を配布させます。

なお候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配布しておりますので参考にしてください。

〔投票用紙配布〕

○議長（山口耕司）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（山口耕司）異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。白票は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて  
順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（山口耕司）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山口耕司）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に吉田雅範議員及び岩本 孝議員を指名いたします。

よって両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（山口耕司）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十一票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち

有効投票 十一票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

森田一成奈良市議会議員

十票

榊井隆志奈良市議会議員

一票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙に関する規則第八条の規定により選挙長に報告いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第四十七号及び議第四十八号の二議案を議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。二番総務文教常任委員会養田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康）ただいま議題となりました、議第四十七号及び議第四十八号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月九日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第四十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、過疎地域の自立促進を図ることを目的とした、過疎地域自立促進特



別措置法が令和三年三月三十一日をもって期限を迎えたことに伴い、同年四月一日付で施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎対策事業債など、国の財政上の支援等を効果的に活用するため、それらの根拠となる五條市過疎地域持続的発展計画の策定について、当局の説明により了承した次第であります。委員から、新過疎計画に基づく過疎対策事業債の申請時期をただしたのに対し、「本年度末に、過疎対策事業債の最終申請を行う予定である。」との答弁があり、委員から、負担割合をただしたのに対し、「今までと同様に七割が交付税措置であり、三割が一般財源である。」との答弁がありました。

また、委員から、奈良県指定有形文化財の保全または、修理を行う際の補助金の有無についてただしたのに対し、「県が県指定文化財保全保存修理事業費補助金として、補助対象事業費の六〇パーセント以内の補助を行い、市が文化財保存事業費補助金として、残りの補助対象事業費の三分の一の補助を行い三分の二が所有者負担となる。」との答弁がありました。

また、委員から、公共下水道事業認可区域内では合併浄化槽の補助がないことについてただしたのに対し、「公共下水道事業認可区域内では、合併浄化槽の補助はないが、今後、見直しができるかについて研究してまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、本市がみなし過疎地域及び全部過疎地域となった時点をただしたのに対し、「みなし過疎地域は平成十七年の市村合併時であり、全部過疎地域は平成二十九年からである。」との答弁があり、委員から、過疎地域から除外となる要件をただしたのに対し、「人口要件と財政力要件の二つがあるが、人口要件としては、本市は平成二年から平成二十七年までの中期の人口減少率が二二パーセント以上減少しており、二十五年間基準を依然満たしている。除外となる中期の人口要件としては二一パーセント未満である。」との答弁があり、委員から、過疎対策事業債を人口減少対策として活用できるかについてただしたのに対し、「人口減少対策の助成事業あるいは補助事業については、過疎対策事業債の現行制度において対象となる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十八号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましましては、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正で、歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ四千五百五十万円を追加し、総額で二百二十七億四千二百二十一万五千円とするもので歳出予算の主な内容は、市民会館耐震等改修設計業務委託料更正減一千六十四万円、五條市地域商社株式会社出資金二千三百七十三万円、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金二千三百七十四万円、子育て短期支援事業委託料の追加百八万四千円、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の追加一千四百八十六万一千円、感染防止対策施設認証取得補助金五百十四万円、災害対策用備品購入費更正減三百九十一

万五千元、感染症対策用備品購入費更正減八百八十万二千円及び中央公民館耐震等改修設計業務委託料更正減一千百万円等で、歳入予算の主な内容は、国庫支出金三千六百五十八万一千円を増額、県支出金三十万九千円を増額、財産収入二千三百七十三万三千円を増額、繰入金七万八千円を減額及び市債一千九百九十万円を減額し、歳出予算との均衡を図り、道路維持修繕事業四千万円を翌年度に繰越し、債務負担行為補正として、庁舎跡地活用調査業務委託の期間を令和三年度から令和四年度とし、限度額五百万円を追加し、市民会館耐震等改修設計業務委託の令和四年度における限度額二千三百三十六万円を廃止するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市民会館耐震等改修設計業務委託料更正減がこの時期であるかをただしたのに対し、「改めて公共施設の集約化について検討しており、新庁舎が完成することにより一定の機能が集約化されたことを加えて検討した結果、一旦耐震設計を中止し、改めて施設の在り方について検討させていただきます。」との答弁があり、委員から、市民会館及び中央公民館の在り方についての答弁が出るまでの間の利用についてただしたのに対し、「現時点においては、現状のとおり活用することを検討している。」との答弁があり、委員から、耐震補強がない建物を使用できなくなるかをただしたのに対し、「基本的には、耐震補強がない建物を使用すべきではないが、明確な基準はない。耐震診断結果は既に出ているが、いつまで使用することができるかについては非常に難しいものであり、今後専門家の御意見をいただくことを考えている。」との答弁があり、また、委員から、公共施設の在り方の検討に際し市民の声をどのように反映させるかをただしたのに対し、「検討委員会に参加していただいたり、例えばアンケートを実施し、幅広く市民の声を吸い上げる手法があると考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、五條市地域商社株式会社への指定管理料をただしたのに対し、「令和三年度は四千九百九十六万二千円、令和四年度は三千二百九十六万二千円、令和五年度は三千万円、令和六年度は三千万円及び令和七年度は二千九百万円の合計一億六千三百九十二万四千円である。」との答弁があり、委員から、市から五條市地域商社株式会社への支出金額についてただしたのに対し、「令和二年四月に設立されておる。」との答弁があり、委員から、地域商社創出事業として七百万円及び五條市商業活性化PR事業として四百万円の合計一千一百万円である。設立に要した費用は、平成二十八年年度から令和元年度までに地方創生で取り組んだ費用として合計五千五百八十万円である。」との答弁があり、また、委員から、一般財団法人大塔ふるさとセンターで雇用していた職員を五條市地域商社株式会社の設立時に雇用しているかについてただしたのに対し、「全職員を、五條市地域商社株式会社で引き続き雇用している。」との答弁があり、また、委員から、給料の変動についてただしたのに対し、「一般財団法人のときの給料を引き継いでいる。」との答弁がありました。

また、委員から、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金についてただしたのに対し、「エアコンの取替が三施設、介護用ユニットバス

の取替が一施設である。」との答弁があり、また、委員から、補助金の周知方法についてただしたのに対し、「市内の全事業所に電子メール等で周知した後に、四施設から申請があった。」との答弁がありました。

また、委員から、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の追加の内容についてただしたのに対し、「南奈良総合医療センターにおける個別接種が増加したこと及び国が個別接種を促進するために診療時間外や休日に接種をした場合の医療機関への加算制度が、四月一日に遡及して実施されていることにより不足が生じた。」との答弁があり、委員から、十二歳未満の方への接種の実施予定についてただしたのに対し、「現在国が接種を認めている年齢は満十二歳以上の方であるため、本市においても十二歳以上の方への接種を実施しているが、国が十二歳未満の方も接種可能と認めた場合は市としても検討してまいりたい。」との答弁があり、また、委員から、市外でワクチンを接種した場合の行政間での情報共有についてただしたのに対し、「国が作ったVRSというワクチン接種記録システムに記録が残るようになっており、市はそのVRSを確認し、保健福祉センターの健康管理システム等で管理している。」との答弁があり、委員から、VRSに反映された後に市が確認できるまでの期間をただしたのに対し、「VRSに医療機関が入力した時点で反映されるので、大きな期間のずれはないと考える。」との答弁がありました。

また、委員から、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が不用となった場合の用途についてただしたのに対し、「用途は限定されており、事業計画を県を通じて国に提出し、認められたものが交付金の対象となっている。」との答弁がありました。

また、委員から、感染症対策用備品購入費として西吉野農業高校に購入するリモート学習用のタブレット端末の台数をただしたのに対し、「生徒用九十台及び教師用十台の予定である。」との答弁がありました。

また、委員から、災害対策用備品購入費更正減の理由についてただしたのに対し、「ポータブル蓄電池の全体の予定価格が一千百六十八万二千元であり、落札価格が七百四十四万四千八百円であったための入札差金等である。」との答弁があり、委員から、入札に関してただしたのに対し、「予定価格は一台六十四万九千円で、落札価格は四十一万三千六百円であった。条件付き一般競争入札において同等品可とし、市内業者一者を含む六者の応札があり、落札業者は市内業者であった。」との答弁があり、また、委員から、十八台を購入した理由をただしたのに対し、「避難所に配置するために購入したもので、令和二年度に十台購入済みであり、合計二十八台となる。」との答弁があり、また、委員から、容量をただしたのに対し、「二、六九三ワットアワーである。」との答弁があり、委員から、会社名をただしたのに対し、「山梨県にある株式会社ネオンである。」との答弁がありました。

また、委員から、道路維持修繕事業が繰越しになった理由をただしたのに対し、「西吉野町の市道北曾木線が柿、梅の産地を通過っており、柿の収穫時期や梅林の時期に工事による通行止めや通行規制を行うことができないため、繰り越すものである。」との答弁があり、本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「新庁舎開庁に伴う五條市地域公共交通網の再編について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第四十九号及び議第五十号の二議案を議題といたします。

本件につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委

員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第四十九号及び議第五十号の二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月九日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれの提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第四十九号 令和三年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百二十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三百八十万円とするもので、歳出予算において、墓地返還希望者が当初見込みを上回ったことから、墓地使用料返還金として百二十万円を追加するもので、歳入予算において、使用料及び手数料百二十万六千円を増額し、繰入金において、六千円を減額し、歳出予算との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、墓地の区画の現状と今後の利用方法をただしたのに対し、「五條市新墓が約九百区画ある中で、未使用区画が約百四十区画あり、その区画を返還していただき、再募集を行い希望される方に墓地を使用していただく。」との答弁があり、委員から、返還金の金額をただしたのに対し、「五條市新墓で昭和四十五年以降に造成した区域において、未使用の場合は十万円、使用されていた場合は五万円の返還金となる。ただし、その他の墓地については、返還金はない。」との答弁があり、委員から、墓石が倒れかけているような危険な場所等の確認を行っているかをただしたのに対し、「報告は受けており、現在調査を進めている。その調査で墓石が倒れかけているところについても今後検討していきたいと考えている。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第五十号 令和三年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六百四十四万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十一億一千四百九千円とするもので、歳出予算において、令和二年度介護保険特別会計の精算により地域支援事業に係る交付金を支払基金への償還金として六百四十四万九千円を追加するもので、歳入予算において、過年度分介護給付費交付金三十八万七千円及び前年度給付費繰越金六百六万二千円を追加し、歳出予算との均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決す

べきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「新型コロナウイルスワクチン接種の現状と今後について」及び「五條市更生支援の推進に関する具体的な取組について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、議第五十一号を議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました、議第五十一号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

議第五十一号 訴えの提起につきましては、去る、九月九日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

本件は、五條市上野公園総合体育館シダーアリーナの備品等購入において談合を行い市に損害を与えたことによる損害賠償請求訴訟を提起するため、訴訟の相手方は、牧野雅一、片山哲郎、小西正和、今井 勲、中原 徹、紙谷昌厚、小笠原泰則、中沼大地、井垣仁良、株式会社カギオカ 代表取締役 鍵岡璋典、日本被服工業株式会社 代表取締役 西堀孝三郎の十一名であると、当局の説明により了承した次第であります。委員から、訴訟の相手方が十一人となった理由をただしたのに対し、「談合の各事件に関わったものである。」との答弁があり、また、委員から、法人の代表取締役が訴訟の相手方になっている理由をただしたのに対し、「使用者の責任によるものである。」との答弁があり、また、委員から、なぜ今訴えを提起する時期であるかをただしたのに対し、「もっと早くから準備をしていたが、牧野議員は今月に一審判決が下りると聞いており、ほかの方は刑事裁判が終了しているからである。」との答弁があり、また、委員から、訴訟費用についてただしたのに対し、「令和二年第四回十二月定例会において、補正予算を御議決いただいております、訴訟着手金の予算は二百四十八万九千円である。」との答弁があり、また、委員から、その他の詳細をただしたのに対し、「訴訟を控えており、答弁を差し控えたい。または、顧問弁護士に相談し進めてまいりたい。」との答弁に終始しました。

また、委員から、入札参加停止となっている業者から花咲寮が物品を購入しているのではないかとただしたのに対し、「花咲寮に確認したところ、購入はしていない。」との答弁がありました。

また、委員から、訴訟の相手方となっている業者の入札参加停止期間をただしたのに対し、「業者により入札参加停止の措置の始まりは異なるが、二年間である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第五十一号を採決いたします。

お諮りいたします。厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）トイレ休憩のため、十四時五十五分まで休憩いたします。

午後二時三十九分休憩に入る

午後二時五十四分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第五、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。決算審査特別委員会伊



谷賢司委員長。

〔決算審査特別委員長 伊谷賢司登壇〕

○決算審査特別委員長（伊谷賢司）「ただいま議題となりました、認第一号から認第九号までの九議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月九日の本会議におきまして、令和二年度各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、吉田雅範議員、吉田 正議員、平岡清司議員、養田全康議員、そして私、伊谷賢司の六名が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、伊谷賢司が、副委員長に吉田雅範委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については、十四日から十七日までの四日間とすること及び審査方法・順序について協議しました。

十四日、午前九時に開催しました本特別委員会で協議し、九日に協議しました審査順序を議事の都合により変更することとしました。以下、十四日、午前十時に開会いたしました本特別委員会での審査の経過と結果について、その概要を報告いたします。

当日は、市長が他の公務により、欠席となることが副市長の挨拶で報告がありました。

変更した審査方法は、まず、各会計の概要説明のうち各会計別に審査を行い、各会計別の審査終了後、総括質問を行うこととし、審査順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

各会計別の審査の概要につきましては、次のとおりであります。

初めに、一般会計の歳出についてであります。

議会費についてであります。

一 議員報酬から引き去りされている議員団体補償保険等の振込手数料についてただしたのに対し、「本市からの支払い全てについて、南都銀行との取り決めで無料である。」との答弁がありました。

二 旅費の内容についてただしたのに対し、「常任委員会等の視察研修についての支出はないが、全国過疎地域自立促進連盟の定期総会に当時の議長が出席し、事務局職員も随行者として同行している。」との答弁がありました。

次に、総務費についてであります。

三 政策顧問謝礼の内容についてただしたのに対し、「陸上自衛隊駐屯地誘致全般について、助言及び指導等を依頼していることに対する謝礼である。」との答弁がありました。

四 コミュニティFM放送委託料の委託先についてただしたのに対し、「委託先は社会福祉法人祥水園である。」との答弁がありました。

五 PCB廃棄物処理委託料の内容についてただしたのに対し、「五條中学校、野原小学校、阪合部小学校及び市役所本庁舎の高濃度PCBの廃棄物処理費用である。」との答弁がありました。

六 マイクロバス借上料の内容についてただしたのに対し、「バス一台と運転手を常時確保しており、バスの維持管理費を含めた年間契約である。」との答弁があり、委員から、現在のコロナ禍においても必要であるかをただしたのに対し、「常時確保していたことにより、通学バスの密を避けるための続行便を迅速に運行することができたが、今後は、契約の内容等検討していく必要があると考える。」との答弁がありました。

七 地域公共交通事業支援金を交付しているが、飲食業等ほかの業種への支援についてただしたのに対し、「中小企業経営者や個人事業主の方を対象にした休業要請の協力金の加算や中小企業経営者等への事業者支援金の支給、また、収入が減少した中小企業経営者の方への家賃支援事業等を行った。」との答弁がありました。

八 財産管理費の備品購入費で高額な備品を購入しているかをただしたのに対し、「高速カラー印刷機を一台、五百七十一万七千八百円で購入した。」との答弁があり、委員から、入札方法等についてただしたのに対し、「条件付き一般競争入札を行ったが、落札者がなく、最低価格の市外の入札参加者と地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号に規定する随意契約を行った。」との答弁がありました。

九 土地開発公社が所有する土地で要らない土地は売却を進めているかをただしたのに対し、「土地開発公社の健全化を進めており、今後も引き続き、保有している土地で売却できるものについては適切に売却してまいります。」との答弁がありました。

十 五條市商業活性化PR事業の内容についてただしたのに対し、「国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した五條市地域商社株式会社のホームページによる、市内経済の活性化に向けた取組である。」との答弁があり、委員から、四百万円の費用で作成したホームページの事業成果として、閲覧数をただしたのに対し、「閲覧数の確認はしていない。」との答弁がありました。

十一 路線バス利用促進事業補助金の内容についてただしたのに対し、「国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した交

- 通事業者への支援事業として、奈良交通バスのICカードにチャージをするため、五千円のチャージ券を交付した。」との答弁がありました。
- 十二 地域公共交通・感染症対策事業において不用額が多かった事業についてただしたのに対し、「タクシーによる買物等外代行業支援事業が九百六十万円の不用額となった。」との答弁があり、また、委員から、不用額の要因をただしたのに対し、「初めての取組であり、予算額の積算根拠は一日当たり十五件を想定し、八カ月分を予算計上した。」との答弁があり、委員から、この事業についての周知方法をただしたのに対し、「タクシー事業者による周知活動、市ホームページへの掲載、広報五條の特集号及び地域ケア会議において紹介等を行った。」との答弁があり、委員から、不用となった交付金の使途をただしたのに対し、「全体の事業計画の中で、一般財源を充当している事業にその不用額を充当した。」との答弁がありました。
- 十三 防災拠点施設整備協力事業において不用額となった要因をただしたのに対し、「新型コロナウイルス感染症の影響により、自衛隊誘致関連事業として予定していたふれあいコンサートが中止となったこと等によるものである。」との答弁がありました。
- 十四 自衛隊誘致促進事業委託料の委託先をただしたのに対し、「奈良県防衛協会五條支部である。」との答弁がありました。
- 次に、民生費についてであります。
- 十五 社会福祉総務費の負担金補助及び交付金において不用額となった要因をただしたのに対し、「五條市社会福祉協議会補助金において、当初十三人分の人件費を予算計上していたが、退職者と育児休業を取得した職員がいたため人件費が減額となり、それに伴い補助金を減額したためである。」との答弁がありました。
- 十六 福祉タクシー基本料助成の対象者をただしたのに対し、「身体障害者手帳一級二級もしくは療育手帳A、精神障害者一級の方である。」との答弁がありました。
- 十七 通園バス運行業務委託料についてただしたのに対し、「二見地区と阿太地区の保育園児の通園バスである。」との答弁があり、委員から、今後の通園バスの運行についてただしたのに対し、「令和三年度限りである。」との答弁があり、委員から、認定こども園の送り迎えについてただしたのに対し、「認定こども園は、保護者の責任のもとで送り迎えをしていたとお願いをしている。」との答弁があり、委員から、保護者は納得しているかをただしたのに対し、「保育園児の保護者は、納得していただいていると思っております。」との答弁がありました。
- 十八 自立支援相談業務において行った相談件数等をただしたのに対し、「延べ二百十八件の相談があり、うち就労を開始した方は一件であった。」との答弁がありました。

十九 生活保護世帯の人数の増減についてただしたのに対し、「減少傾向にある。」との答弁があり、扶助費の施設事務費の内容をただしたのに対し、「精神や身体に著しい障害があり、自立した生活を営むことが困難な人を保護して、生活扶助を行うための生活保護法に基づいて設置される救護施設に係る費用である。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

二十 南和広域医療企業団負担金は五年経過したときに見直しをすることとなっているが、現在協議を行っているかをただしたのに対し、「今年度に、担当課及び財政部局も含めた構成団体で勉強会を開催する予定となっている。」との答弁がありました。

二十一 新型コロナウイルスワクチン接種相談支援業務委託料の内容をただしたのに対し、「専用ダイヤルとしてコールセンターを開設するための準備費用であり、開設するための対応マニュアルの作成及び業者スタッフの研修費用等である。」との答弁がありました。

二十二 産婦人科一次救急体制整備負担金の内容についてただしたのに対し、「かかりつけの医師が不在で妊婦に受診の必要がある場合、県の輪番制で産婦人科の医師に受診していただくことができる制度であり、県に対して負担金を支出している。」との答弁がありました。

二十三 エコ・リレーセンターごじょうの今後の運営方法についてただしたのに対し、「委託方法としては、指定管理者制度と包括的な業務委託の二通りが考えられるが、業務内容に適合するかを検証しなければならぬと考える。」との答弁がありました。

二十四 浄化槽設置整備事業補助金を申請できる地域についてただしたのに対し、「公共下水道事業の認可区域外である。」との答弁があり、委員から、現行の制度を変更することは可能であるかをただしたのに対し、「現行の制度は国三分の一、県三分の一及び市三分の一の補助であり、変更することは国及び県の補助がなくなり市単独の制度となるため難しいと考える。」との答弁があり、委員から、近隣の場所で線引きされているところ是不公平となるのではないかとただしたのに対し、「基本的に市として単独の補助が可能であるか、また、過去に補助がなく合併浄化槽を設置された方との平等性の観点や市の財源、下水道の整備等も勘案し全般的にどのようなことが可能であるか検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

二十五 ため池改修工事の内容についてただしたのに対し、「ひょうたん池の護岸改修工事である。」との答弁がありました。

二十六 農地費の原材料費、補修材料費の支給手続等についてただしたのに対し、「自治会長から申請をしていただき、申請箇所を職員が現地確認を行い、決裁後必要数量を支給している。」との答弁があり、委員から、申請箇所について支給前、支給後の確認をしているかをただし

たのに対し、「材料支給であるので、支給後の確認はしていない。」との答弁がありました。

二十七 イノシシ等の捕獲頭数及びジビエール五條での処理頭数についてただしたのに対し、「イノシシは五百八十六頭を捕獲し、百九十九頭を処理した。鹿は百七十六頭を捕獲し、百四十七頭を処理した。」との答弁がありました。

商工費については質疑がありませんでした。

次に、土木費についてであります。

二十八 道路新設改良費の公有財産購入費の内容についてただしたのに対し、「市道本町二二号線及び市道大津相谷線の用地買収である。」との答弁がありました。

以上、午後四時三分に終了し、延会となりました。

十五日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。

初めに、市長から昨日の公務に対する配慮により、審査順序を変更したことへの御礼の発言がありました。

次に、土木費の続きから審査を再開しました。

二十九 空き家情報バンクの現在の登録物件数等についてただしたのに対し、「現在の登録物件は十三件であり、令和二年度における利用者登録は七十二件である。また、令和二年度までの空き家の利活用として二件の成約があった。」との答弁がありました。

三十 上野公園の維持管理費の総額をただしたのに対し、「一年間で約四千三百五十万円である。」との答弁があり、委員から、市民プールの跡地利用についてただしたのに対し、「上野公園整備委員会が多目的広場として整備することが決定している。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

三十一 奈良県広域消防組合負担金の推移についてただしたのに対し、「令和三年度は前年度と比較して減少しているが、消防職員の退職者が多い年度については、その分増額となる可能性がある。」との答弁がありました。

三十二 消防団の団員報酬の人数についてただしたのに対し、「五百三十四名の方に支出している。」との答弁があり、委員から、不用額の要因をただしたのに対し、「団員数の減少等によるものである。」との答弁がありました。

三十三 消防団の団員退職報酬金の人数についてただしたのに対し、「十七名に支出している。」との答弁がありました。

三十四 繰越明許費分の防災行政無線整備工事の内容をただしたのに対し、「大塔地区防災行政無線のデジタル化工事である。」との答弁があ

りました。

三十五 災害対策用備品購入費の内容についてただしたのに対し、「ポータブル蓄電池十台、水循環システムシャワーキット一台及びマンホールトイレ二台である。」との答弁があり、委員から、保管場所をただしたのに対し、「ポータブル蓄電池は避難所で保管し、水循環システムシャワーキットは、現在五條小学校の防災倉庫に保管している。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

三十六 幼稚園の感染症対策用備品購入費の内容をただしたのに対し、「空気清浄機及びタワーファンである。」との答弁があり、委員から、小・中学校の感染症対策用備品購入費の内容をただしたのに対し、「A I顔認証サーモグラフィカメラ、CO二濃度測定器、アクリルパ―ティション及び足踏み式アルコールスタンド等である。」との答弁がありました。

三十七 小学校五、六年生の教科担任制の取組についてただしたのに対し、「現在全ての小学校において教科担任制を実施しており、小学校の外国語の授業を中学校の教員が行ったり、専門教科を相互に受け持っている。」との答弁があり、委員から、令和四年度からの体制づくりについてただしたのに対し、「令和四年度から実施が決定されているが、現在小中一貫教育を先行して実施していることを大事にしながら、そこにつないでいきたいと考えている。」との答弁がありました。

三十八 学校管理費の謝礼の内容についてただしたのに対し、「旧五條高等学校賀名生分校において、生徒の地元農家での実習に対する謝礼である。」との答弁がありました。

三十九 集会所運営委託料の内容についてただしたのに対し、「二カ所の集会所で、一カ所当たり十万円で館長に委託している。」との答弁がありました。

四十 まちや館の利用人数をただしたのに対し、「四千八百五十八人である。」との答弁があり、委員から、前年度との比較をただしたのに対し、「前年度と比較して令和二年度は減少している。新型コロナウイルス感染症の影響もある。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費についてであります。

四十一 災害復旧費の所管課をただしたのに対し、「農林政策課、建設課及び公園緑地課である。」との答弁がありました。  
公債費及び予備費については質疑がありませんでした。

次に、一般会計歳入についての審査を行いました。

四十二 コミュニティバス使用料について、バスの利用人数をただしたのに対し、「令和二年度は二万九千四百八十四人である。」との答弁があり、委員から、前年度との比較をただしたのに対し、「前年度は三万一千二百五十人であり、令和二年度は若干減少している。」との答弁がありました。

四十三 木質チップ材の購入金額と販売金額をただしたのに対し、「三百二十三万三千八百八十六円で購入し、三百六十二万一千九百七十円で販売した。」との答弁があり、委員から、約三十九万円の利益があるが、加工等に係る総費用をただしたのに対し、「歳入は八百六十四万九千三百七十円で、歳出は一千七百一十一万九千九百円であり、八百四十六万九千七百三十円の赤字であった。」との答弁がありました。

次に、各特別会計についての審査を行いました。

初めに、国民健康保険特別会計についてであります。

四十四 国民健康保険税の引上げを抑えることについてただしたのに対し、「県の運営方針に基づき、五條市国民健康保険運営協議会で協議していただいた方針により、令和六年度の県統一保険税水準に向けて改正をしている。」との答弁がありました。

墓地事業特別会計については質疑がありませんでした。

次に、介護保険特別会計についてであります。

四十五 介護保険料についてただしたのに対し、「第八期五條市介護保険事業計画における三年間は、基準となる第五段階の保険料を月額六千六百円とし、基金から約一億五千六百万円を取り崩す予定である。」との答弁がありました。

大塔診療所特別会計及び農業集落排水事業特別会計については質疑がありませんでした。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

四十六 後期高齢者医療保険料について、保険料を改正した時期をただしたのに対し、「令和二年度に改正している。」との答弁がありました。財産に関する調書については質疑がありませんでした。

次に、企業会計についてであります。

初めに、下水道事業会計についてであります。

四十七 下水道事業会計の決算についてただしたのに対し、「当年度純損出は四百九十万四千七百二十一円となり、前年度繰越利益剰余金は一千三百六十六万二千二百三十九円である。それを損出補填し、当年度未処分利益剰余金は八百七十五万七千五百十八円となり、全体的に見る

と黒字である。」との答弁がありました。

次に、水道事業会計についてであります。

四十八 水道事業会計の決算についてただしたのに対し、「当年度未処分利益剰余金は八百五万七千四百四十六円となり黒字である。」との答弁があり、委員から、住宅、工業団地の開発時の前受金の残額をただしたのに対し、「田園地区分は一千五百十七万円、エルベタウン地区分は九千五百二十三万八千九十六円、北宇智工業団地区分は五千九百五十二万三千八百十円である。」との答弁があり、委員から、石綿管交換の進捗状況についてただしたのに対し、「残りは約四・九キロメートルである。」との答弁がありました。

以上が各会計別の審査の概要であります。

次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 二千メートル級滑走路は造成による盛土の危険性や莫大な費用が必要となり、既に内閣府が決定している南紀白浜空港を大災害が発生したときの救援態勢として活用することが、災害後の緊急な救援、財政の節約の観点から非常に重要だと考えるが、見直しをすることについて理事者の見解をただしたのに対し、「南紀白浜空港は、白浜津波ハザードマップにおいて、周辺沿岸地域の津波被害が想定されるため空港が孤立する可能性がある。二千メートル級滑走路の必要性は、紀伊半島において、近い将来南海トラフ地震の発生による甚大な被害が予想されているが、国が定めた南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、情報収集、人命救助、医療活動、物資の受入れ、集積、分配等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点と位置付けられた防災拠点が存在しないため、県において、大規模災害時に紀伊半島を広くカバーし、大量かつ迅速な人員・物資の輸送等を担う二千メートル級滑走路を有する奈良県大規模広域防災拠点の整備に向けた取組を行っている。」との答弁がありました。

二 市営住宅の共益費の徴収についてただしたのに対し、「一部を除き自治会が徴収している。」との答弁があり、委員から、家賃と共益費を一括して徴収することができるかをただしたのに対し、「市営住宅の共益費徴収規則に基づき、市が共益費の徴収をすることは可能であると考える。」との答弁があり、委員から今後どのような方策が望ましいかをただしたのに対し、「今後いろいろな問題を克服するために、担当部局と協議、検討し、前向きに考えさせていただく。」との答弁がありました。

三 学校適正化後の学校運営について、当時の説明と違う学級編成となっている学校についてただしたのに対し、「令和三年四月に開校した五



- 條南小学校については、学校適正化基本計画策定時において、全学年二学級編成となる見込みで説明させていただいたが、令和三年四月時点で児童数の減少により、令和三年度国が示す学級編制基準により現在の学級編制となっている。しかし、五、六年生においては、国の少数加配を活用し二学級編制としている。また低学年においては、教員一人を加配した学級編成としている。学級を分割することよりも、チームティーチング方式を取り入れることにより、教員のスキルの強みを生かし、よりきめ細やかな指導を進めている。」との答弁がありました。
- 四 五條東中学校の雨漏り改修工事の予定についてただしたのに対し、「雨漏りの状況は把握しているが、改修が必要などころが多数見受けられる状況であり、計画的に対応してまいりたい。」との答弁がありました。
- 五 マイナンバーカードの交付枚数等についてただしたのに対し、「令和三年八月末現在、一万一千四百七十二枚を交付している。交付率は三九・〇七パーセントである」との答弁がありました。
- 六 過疎対策事業債を充当している主な事業についてただしたのに対し、「教育債として認定こども園整備事業及び学校適正化事業等に九億四百六十万円を充当し、また、土木債として道路、河川整備事業等に四億一千三十万円を充当している。」との答弁がありました。
- 七 本市が他市と比較して高額となる市税があるかについてただしたのに対し、「税務課所管の市税における各税の税率は、地方税法において標準税率と、標準税率を超過して課税する制限税率が定められている。法人市民税における法人税割については、標準税率は六パーセントであるが、本市は制限税率の八・四パーセントを適用している。ただし県下十二市のうち、本市を含む十一市が、制限税率の八・四パーセントの税率を適用している。都市計画税については、任意の税率であり、法律により上限税率は〇・三パーセントであるが、本市は十二市の中でも、一番低い〇・二パーセントを適用しており、市税については、本市が他市と比較して高額ではないと考える。」との答弁がありました。
- 八 本市の最上位計画である五條市ビジョンに基づき予算編成を行っているかについてただしたのに対し、「令和二年度から、予算科目だけでなく五條市ビジョンとしての位置付けを明記しており、予算と計画の結び付けを明確にしている。また、五條市ビジョン第一條から第五條の各最終ページに関連する個別計画として、その概要を掲載することで、各條と各部課における計画との関連性を明確にしている。」との答弁がありました。
- 九 本市の新型コロナウイルス感染者数をただしたのに対し、「令和三年九月十四日現在、百九十三名である。」との答弁があり、委員から、濃厚接触者は二週間自宅待機となり食事等の生活支援が必要と考えるが、その場合の保健所との連携についてただしたのに対し、「内吉野保健所からは、情報提供についてはまだ無理であるとの回答があり、今後、市民の生命にかかわるようなことも考えられるので情報提供につい

ては、いち早く行っていただきたいと要望している。また、感染者の名前は公表できないが、感染者がいるというような情報提供については可能であると聞いている。」との答弁があり、委員から、新型コロナウイルス感染症を災害としてどのように捉えているかをただしたのに対し、「全国各地で災害レベルの状況であると言われており、本市においてもそのような認識を持ちながら、市民の生命を守るような体制をとっていきたい。」との答弁があり、委員から、備蓄品の在り方について、以前、賞味期限の迫った食料品を自主防災会に提供されたことがあるが、今後の提供予定についてただしたのに対し、「備蓄品の提供できる方法を、県ともいろいろ協議していきたい。」との答弁がありました。

十 調査特別委員会の報告書が提出される以前に、談合が行われた経緯、原因等の検証を行ったかについてただしたのに対し、「総合体育館の備品購入等における入札契約事務についての反省から、令和元年度において三つの観点により徹底した見直しを実施し、令和二年度から適用している。一点目は市内業者優先の考え方を改め、公平性、競争性を重視したルールづくり、二点目は副市長を会長とした五條市物品購入等入札契約審査会の設置、三点目は入札契約事務の厳格化、統一化とその徹底であり、以前においては、そのようなことが不十分であったという検証を行った。」との答弁があり、委員から、今後、市内業者育成の考え方についてただしたのに対し、「それまでは、市内業者育成ということを基本的な概念で考えてきたが、より透明性、公平性を考えてこれから進めていく。」との答弁があり、委員から、現在の業者登録の方法等についてただしたのに対し、「令和三年度令和四年度の二カ年の登録から、業者登録の仕組みを改善した。業種を選択する際に、主とする業務を記載し、次の順位の業務も記載するようにした。利用方法は、指名競争入札において、その業務を主とする業者から指名していき、業者数が不足するときは、次の順位の業務を登録した業者を指名していく。」との答弁がありました。

十一 地域防災の取組についてただしたのに対し、「救命訓練として五條消防署の協力のもと、普通救命講習を行い、防災訓練としてシェイクアウト訓練、段ボール製品の組立訓練及び使用訓練を行った。また、備蓄食料試食訓練として五年長期保存アルファ米の試食及び調理方法についての説明を行った。」との答弁があり、委員から、担当課から自主防災会への支援として、地域に指導を行う考えがあるかについてただしたのに対し、「行政主導のハード及びソフト対策には限界があり、市民主体の防災対策、みずからの命はみずからで守る意識が非常に重要である。住民主導の避難所運営を行うという観点から非常に意義があると考えている。住民主導の活動が全地域に広がるよう、今後自主防災会への支援等をいろいろ行っていきたいと考える。」との答弁がありました。

以上、午後三時五十六分に終了し、延会となりました。

十六日、午前十時に総括質問を再開しました。

十二 物品の予定価格の設定についてただしたのに対し、「予定価格の設定については、令和二年度から予定価格に関するルール、手引きを整備し、職員に周知徹底している。具体的には、複数業者からの参考見積りの徴取、インターネット等による販売価格等の調査、あるいは本市や他市町村の入札結果等により取引の実例価格等の調査を行い、その結果について内容をよく分析、評価、検討した後に、客観的に見て最も適切と考えられる方法により算定するよう周知している。参考見積りを徴取する場合は、できる限り三者以上徴取することとし、即それらの見積価格だけで平均値を出すといったことではなく、妥当と考えられる価格帯を特定した上で、例えばほかと比較して著しく高額な見積価格を除き平均して算出するなど、客観的に見て最も適切であると判断される方法により設定している。」との答弁があり、委員から、業者登録の品目・業種数をただしたのに対し、「平成二十七年平成二十八年年度の二カ年の登録までは、物品・役務それぞれ、五品目あるいは五業種を上限として登録していたが、平成二十九年平成三十年年度の二カ年の登録以降は、十品目・十業種を上限としている。理由は、できるだけ広く業者に参加の機会を持っていたためである。」との答弁がありました。

十三 調査特別委員会の報告を受けて、教育長の監督責任をただしたのに対し、「学校、教育の現場を預かっている者として、責任を感じている。一般職の方や周りの状況を見ながら私なりに責任を考えていきたいと思っている。」との答弁があり、委員から、市長の監督責任をただしたのに対し、「みずからの責任については当然十分考えており、記者会見で発言したように本定例会中に何らかの形で、示していきたいと思う。」との答弁がありました。

十四 通学路において、グレーチングの上が歩道となっている箇所が雨で滑るため危険と思われる道路際の安全対策についてただしたのに対し、「グレーチングの箇所を、水路の機能を損なわず安全対策が講じられるよう、教育委員会や警察署等関係機関と協議し前向きに検討してまいります。」との答弁がありました。

十五 慰霊碑等の状況調査の結果をただしたのに対し、「平成三十年十一月に県から民間団体等が建立した戦没者慰霊碑の状況調査の依頼があり、慰霊碑等の状態、維持管理、定期清掃等の調査により、二十二件の慰霊碑等を確認している。」との答弁があり、委員から、今後、慰霊碑等の安全を確保するための市としてのルールづくりについてただしたのに対し、「基本的には、建立した方がみずから維持管理を行うことが大事であるが、国の国内民間建立慰霊碑移設等事業の活用について、今後研究してまいります。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は、全員一致をもって認定すべき

ものと決定しました。なお、委員長の閉会挨拶では、「付託された各議案は、当委員会において全て原案のとおり認定すべきものと決したが、審査の過程において、委員各位から出された御意見、御提言等を踏まえ、今後の行政運営に十分反映していただくようお願いする。ぜひ、市民に寄り添った執行を期待する。」との御提言がありました。

本委員会の審査日程は、十七日までとなっておりますが、審査が全て終了いたしましたので、十六日午後二時五十六分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

ただいまの決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十二号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。井上市長公室長。

〔市長公室長 井上 昭登壇〕

○市長公室長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第五十二号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の追加議案書一ページ及び二ページを御覧ください。

本案は入札にかかる職員の不適切な事務処理について、その監督責任として市長の給与を減額するため、本条例の一部を改正するものでございます。当該給料月額を令和三年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間、条例別表第一に規定する額から一〇〇分の三〇を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

なお、期末手当及び退職手当の算出の基礎となる給料月額は、減額前の額とし、施行期日は令和三年十月一日といたしております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、十五時五十分まで休憩いたします。

午後三時三十三分休憩に入る

午後三時五十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第五十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十三号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊のA4横、令和三年度五條市一般会計補正予算（第六号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ三千五百七十一万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二十七億七千七百九十二万七千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正を御説明申し上げます。

補正予算書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費の二十二万五千円でございますが、感染症生活支援サービス事業として、パルスオキシメーターを貸与することができるよう、二十個を購入するため、また、日本語以外の言語を使用する方々が、ワクチン接種等の手続を円滑に行っている

ただけるよう、自動翻訳機を三台配備するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、この財源は、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、六款商工費、一項商工費、二目商工振興費の三千二百一十五千円でございますが、中小企業者等応援臨時給付金事業といたしまして、長引くコロナ禍の影響により、売り上げが回復していない個人事業主や中小企業者、小規模事業者に対し、一律二十万円を給付するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、この財源は、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、九款教育費、五項高等学校費、二目教育振興費の三百三十七万二千円でございますが、西吉野農業高等学校にW i l l F i環境を整備し、感染拡大時のオンライン学習環境を構築するための経費を計上いたしております。

なお、この財源は、三百三十一万円を国庫支出金として見込んでおります。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において三千五百六十五万円を、二十款繰越金において六万二千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」声あり）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）中小企業に目を向けていただけで大変ありがたいのですが、他の自治体を調べましたところ、例えば売り上げの減少のパーセンテージを五〇パーセントでやっついて、応募する企業さんが少なく三〇パーセントに引き下げたというような自治体があるようですけれども、それらを踏まえて五〇パーセントのままですべて対象の事業者さん、手の上げてくれるところがあったら、例えばそのパーセンテージを引き下げて緩和してでも事業者の救済に向けてやっついていただけるのかどうなのか、この辺ちよつと答弁いただきたいと思えます。

○議長（山口耕司）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず今回の給付金の支援でございますけれども、まずは長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けたいまだに売り上げ回復していない事業者の中で著しく苦境に立たされた事業者ということで、売り上げをまずは五〇パーセントに設定させていただいております。それから一定期間様子といえますか、申請状況を見ながら、今後そういった申請の状況に応じて制度を見直しながら拡大していきたいというふうには考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）教育費のことですけれども、西吉野農業高等学校でW i f i ネットワークの充実、これは大変ありがたいですけれども、寮にお住まいの方、そしてまた家庭に……、一つ目、寮はW i f i の設備は整っているのか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、桜花寮でございますけれども、W i f i 環境は整っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしたら寮に入らずに家から通っている子供さんもおられると思うのですけれども、その家庭にW i f i がない場合、どうしていくのか。各個人で無理矢理でもつけていただくのか、それとも何らかの措置をさせていただくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）中本教育部長。

○教育部長（中本賢二）ただいまの御質問にお答え申し上げます。

教育委員会としては、委員会の方で保有しているルーターの機器を貸し出す予定を考えております。

なお通信料につきましては、個人負担ということでお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。



お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第八、推第一号から推第三号までの三議案を一括して議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○議長（山口耕司）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第二号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号から第三号までの三議案につきまして、いずれも人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることですので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります中永民子委員、片山邦彦委員、山本美智子委員の任期が、本年十二月三十一日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思えます。

片山邦彦氏、山本美智子氏の再任、及び辻 信彦氏の選任をお願いするものであります。

三氏とも人格、見識ともに高く、広く社会の表情に通じ、人権擁護委員としての適任者であります。

なお、任期につきましては、令和四年一月一日からの三年間であります。議員各位には、御理解をいただき、御推挙を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本三議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第九、同第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）同第十四号 五條市農業委員会委員の任命について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第十四号、五條市農業委員会委員の任命についての提案理由の説明を申し上げます。

五條市農業委員会委員のうち、西山弓子委員が本年七月三十一日をもって辞任され、欠員となっておりますので、補欠委員を任命するに当

たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思えます。

五條市農業委員会委員の任命者として、吉田丈子氏の任命同意をお願いするものであります。

同氏は、奈良県農業協同組合南宇智支店長として御活躍をされてこられ、その職務経歴から諸課題の調整役が期待されます。

さらに農業に関する深い理解を有し、人格、識見ともにもすぐれ、農業委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和三年十月一日から令和五年十一月二十六日までとなります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第十、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会改革特別委員会での審査中の発議第三号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、会議規則第百十一条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りいたします。本件につきましては討論を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本件は討論を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は議会改革委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数でございます。

よって発議第三号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、議会改革特別委員会委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一）発議第四号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。

令和三年九月二十九日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会委員長 平岡清司

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増高する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和四年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

#### 記

一 令和四年度以降三年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」において、令和三年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

二 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

三 令和三年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和二年度と同額とする負担調整措置については、令和三年度限りとすること。

四 令和三年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年九月二十九日

#### 五 條 市 議 会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員でございます。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（山口耕司）次に日程第十二、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一）発議第五号 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。

令和三年九月二十九日提出

提出者 総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明を求めます。総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員会平岡清司委員長。

〔総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員長 平岡清司登壇〕

○総合体育館及び公園緑地課等の事務・事業並びに入札及び随意契約の締結に関する調査特別委員長（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

#### 牧野雅一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

牧野雅一議員に対しては五回にも及ぶ議員辞職勧告決議が提出され全て可決となっているが、未だに実行に至っていない。

五條市議会においては、平成三十年から、五條市総合体育館備品等について数多くの不正を追及してきたが、市職員二名を含む八名が逮捕され、全員が有罪判決となった。

裁判によると、牧野議員が中心となって談合を行っていたことは、明らかで、検察から三年六カ月の求刑があり、去る二十七日に懲役二年の実刑判決と百六十一万二千八百八十円の追徴金が課せられている。

奈良地方裁判所岩崎邦生裁判長は、計画的に行われた巧妙で悪質な犯行、常習性も顕著で市や市民が被った不利益は大きい。私腹を肥やすために積極的に官製談合を仕組んで実行しており、あまり類を見ない事案と指摘され、その上で反省の態度や有権者に対して説明責任を果たそうという態度も一切なく、刑の執行を猶予する事案ではないと述べ判決を言い渡した。

また、地方自治法第百条による調査特別委員会において、全ての証人は、牧野雅一議員が主導的に立案し談合を行っていたことを証言している。

以上のことにより、本市に多大な損害を与えた上、市民より付託を受けた議会及び行政に対する信頼を失墜させたことは誠に遺憾である。

よって、五條市議会は、議会の品位の尊重と権威保持、そして議員の職責に鑑み、改めて牧野雅一議員に対し、議員辞職勧告をするものである。

以上、決議する。

令和三年九月二十九日

五條市議会

議員の皆様には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員であります。

よって本件は決議案のとおり可決すること決しました。

○議長（山口耕司）次に日程第十三、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一）発議第六号 吉田雅範議員に対する議員辞職勧告決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。

令和三年九月二十九日提出

提出者 五條市議会運営委員会 委員長 平岡清司



○議長（山口耕司） 地方自治法第百七十七条の規定により、吉田雅範議員の退場を求めます。

〔十番 吉田雅範退場〕

○議長（山口耕司） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号、吉田雅範議員に対する議員辞職勧告決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

吉田雅範議員に対する議員辞職勧告決議（案）

今定例会の決算審査特別委員会及び議員全員協議会において、吉田雅範議員が所属政党の支部事務所管理費を議員報酬から引き去りし、市の指定金融機関から政党事務所口座への振込を長年にわたり行っている事実が判明した。

この党事務所管理費の振込は、議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が議員報酬から引き去りし、出納室へ振込依頼の事務処理を行い、市の指定金融機関から振り込まれるため、議員は振込手数料を負担していない。

条例等の根拠がなく個人的な引き去り金を事務局職員に控除させ、手数料を負担することなく振込をさせていたことは、到底市民の理解を得られるものではない。

このことは、自らのSNS上において八月分の市議会議員報明細の写真を添付し、過度の議員報酬削減は、次世代を担う若い人の政治参画を阻むとの意見の書き込み投稿したもので、市民からの通報で発覚したものである。

以前にも、市議会だよりG O J Oに掲載する原稿を議員自らが作成することになっているにもかかわらず、事務局職員に作成を任せていたことを三月定例会において議長より厳重注意されたが、このたびこのような事案が発覚した。

その後、去る二十四日にこの事案に対し市長より職員の健全な職務環境の確保を求める申入れがあり、当委員会より理事者側に弁明をするよう進めたが、そのような意思はなく議会運営を混乱させるに至った。

このような事案は、議会の品位の尊重と市民に対する信頼を失墜させる行為である。

よって、吉田雅範議員に対し議員辞職勧告をするものである。

以上、決議する。

令和三年九月二十九日

五條市議会

議員の皆様には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数であります。

よって決議案のとおり可決すること決しました。

吉田雅範議員の入場を許可します。

〔十番 吉田雅範入場〕

○議長（山口耕司）次に日程第十四、発議第七号を議題といたします。  
事務局長に朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 発議第七号 福塚 実議員に対する議員辞職勧告決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、提出します。  
令和三年九月二十九日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司） 地方自治法第一百七十七条の規定により、福塚 実議員の退場を求めます。

〔八番 福塚 実退場〕

○議長（山口耕司） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第七号、福塚 実議員に対する議員辞職勧告決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

福塚 実議員に対する議員辞職勧告決議（案）

今定例会の決算審査特別委員会及び議員全員議員協議会において、福塚 実議員が所属政党の支部事務所管理費を議員報酬から引き去りし、市の指定金融機関から政党事務所口座への振込を長年にわたり行っている事実が判明した。

この党事務所管理費の振込は、議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が議員報酬から引き去りし、出納室へ振込依頼の事務処理を行い、市の指定金融機関から振り込まれるため、議員は振込手数料を負担していない。

条例等の根拠がなく個人的な引き去り金を事務局職員に控除させ、手数料を負担することなく振込をさせていたことは、到底市民の理解を得られるものではない。

以前にも、市議会だよりG O J Oに掲載する原稿を議員自らが作成することになっているにもかかわらず、事務局職員に作成を任せていたことを三月定例会において議長より厳重注意されたが、このたびこのような事案が発覚した。

その後、去る二十四日にこの事案に対し市長より職員の健全な職務環境の確保を求める申入れがあり、当委員会より理事者側に弁明をするよう進めたが、そのような意思はなく議会運営を混乱させるに至った。

このような事案は、議会の品位の尊重と市民に対する信頼を失墜させる行為である。よって、福塚 実議員に対し議員辞職勧告をするものである。以上、決議する。

令和三年九月二十九日

五條市議会

議員の皆様には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は決議案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決すること決しました。

福塚 実議員の入場を許可します。

〔八番 福塚 実入場〕

○議長（山口耕司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。（「議長、十番」の声あり）動議、どういったことですか。（「発言許可いただけますか。」の声あり）この申出に関してのことですか。（「はい。」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）私、先ほど辞職勧告を受けた身分でございますけれども、反省しておる次第でございます。

しかし、会派の部屋を冷蔵庫やテレビを置いて私物に使っているのは、それは構わないのか、どうですやろ。

○議長（山口耕司）吉田雅範議員、今、申出に関しての質疑だということで、私は許可をしましたけれども、その件に関して許可はいたしておりません。

ただいま申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（山口耕司）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は九月三十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本定例会はこれをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には令和二年度五條市各会計決算審査を始め重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、厚く御礼申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御

提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和三年第三回九月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用の中、慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出いたしました条例改正を始め、令和三年度一般会計及び特別会計補正予算並びに令和二年度一般会計及び特別会計各会計歳入歳出決算認定等について可決、承認等を得ましたことを心からお礼申し上げます。

本定例会中に賜りました御意見、御提言等を十分に踏まえながら、今後の市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、五條市上野公園総合体育館の備品入札にかかる談合事案について、議会の調査特別委員会の調査が終了し、報告書をいただきました。調査特別委員会の皆さんには、一年三カ月にわたり、四十七回の協議会、委員会を開催され、書類検査、証人喚問等、熱心に調査をしていただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

現職市議会議員が深く関与し、逮捕され、先日、懲役二年の実刑判決が下されたことは、まことに遺憾であり、市民の皆様には深くおわびを申し上げます。

今後は、市政に対する市民の信頼回復に向け、行政並びに議員ともども誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。

また、五條市議会議員選挙が選挙管理委員会より、衆議院議員選挙が十一月に執行となった場合、同日に投開票となることが定められております。

議員各位におかれましては、この四年間、市政に対しまして、御尽力をいただきましたことに、心から感謝と敬意を表したいと思います。

また、新庁舎移転のため、本定例会が、この議場での最後の定例会となります。

昭和三十六年四月に竣工して以来、六十年にわたり議会活動の中心として、本市の進むべき方向がこの場所で決定をされました。

先人からの伝統、歴史を引き継ぎ、職員ともども初心に返り、今後の市政運営に努めてまいります所存であります。最後にりましたが、朝夕めつきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりました。

議員各位におかれましては、十分御自愛いただきまして、今後とも市政の発展と住民福祉向上のため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和三年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後四時三十四分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 山口 耕 司

署名議員 養 田 全 康

署名議員 平 岡 清 司

署名議員

（牧野雅一議員は、議員辞職したため署名が得られなかった。）

